

仕 様 書

1 業務名

職員の法定外検診に関する業務

2 業務内容

- ・子宮がん検診
- ・乳がん検診

3 目的

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「甲」という。）の職員の健康管理の一環として、疾患を早期に発見し、早期の治療につなげる。

4 履行場所

検診実施医療機関（以下「乙」という。）は、医療法第7条第1項に規定する開設許可を有している施設または同法第8条に規定する開設届を提出している施設1箇所とする。

当該施設は、堺市内、もしくは堺市外においては、堺市立総合医療センターを起点として公共交通機関を用いて乗車時間30分以内（乗り換え時間を含む）および下車後、徒歩10分以内（概ね800m）の範囲にある施設とする。

5 対象者および受診予定者数

【別紙1】のとおり

6 各検診における検査項目

【別紙1】のとおり

7 履行期間

令和元年9月20日から令和2年3月31日までとする。

8 基本的事項

検診業務を実施するにあたっては医療法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、厚生労働省指針その他関係法令を遵守し、常に正確な検診結果を提供すべく本仕様書並びに契約書に従い履行しなければならない。

9 業務の実施方法

(1) 業務の事前打ち合わせ

乙は、業務の実施方法及び内容の詳細等について、甲と打ち合わせを行うこと。

(2) 検診日時の決定

- ① 検診の実施時期は、令和元年12月1日から令和2年3月15日の期間とする。

ただし、詳細なスケジュールについては、契約締結後、甲と乙で協議のうえ、決定するものとする。

- ② 乙は、【別紙1】の受診予定者数以上の検診日時の枠を甲に提示し、甲が受診日時を確定する。

- ③ 乙は、甲から検診日時の追加依頼があった場合（受診予定者数以上の申込数があった等）、速やかに追加可能な検診日時の枠を甲に提示すること。

- ④ 乙は、甲から受診予定者の名簿データを受信後に、受診予定者から受診日時の変更やキャンセルの申し出があった場合は、乙と受診予定者の間で速やかに調整すること。変更内容は、受診者が甲に報告するよう伝えること。

(3) 検診受診票の納入

乙は、甲から提示された受診希望者の名簿に基づき、受診に必要な検診受診票を検診開始の10日前までに甲へ納入すること。なお、検診受診票は名簿順に並べ、納入すること。

(4) 受診者負担金の受取

- ① 乙は、下記受診者負担金を検診項目に応じて受診者本人から徴収し、領収書を発行すること。

受診者負担金

・子宮がん検診 : 500円

・乳がん検診 : 900円

- ② 乙は、検診項目ごとの契約単価（消費税を含めた単価）から、上記受診者負担金を差し引いて得た額に、受診件数を乗じて得た額の総額を甲に請求すること。

- ③ 受診者負担金の徴収を誤った場合は、乙の責任で対処すること。

(5) 検診の実施

- ① 乙は、受診者に対し、検診を行う前に検査方法について必ず説明を行うこと。

- ② 検診については、「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針について」（健発第0331058号 平成20年3月31日）を基本とし、【別紙1】の内容に基づき実施すること。

- ③ 乙は、乳がん検診において、マンモグラフィ検査及び超音波検査の両方の検査を実施できる体制を整えることとし、40歳以上の対象者には原則としてマンモグラフィ検査を39歳以下の対象者には超音波検査を実施する。ただし、40歳以上であってもマンモグラフィ検査不適の者（妊娠中の者、授乳中の者、妊娠の可能性のある者、豊胸手術を受けた者、ペースメーカー装着中の者）については、マンモグラフィ検査に代えて超音波検査を実施すること。

- ④ 各検診の問診について、問診の内容は、厚生労働省の手引き等及び指針の内容に沿ったものであること。

(6) 検診後の措置について

- ① 各検診は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うものとする。
- ② 乙は、要精密検査に該当する者等であつて緊急を要すると考えられるものについては、ただちに甲に連絡すること。また、乙は甲の指示のもと、該当者に速やかに連絡すること。
- ③ 乙は、本件業務委託の成果物として、各検査結果の報告を行うものとし、検診終了後、速やかに甲と受診者の自宅へ各検査結果を1部ずつ提出すること。なお、甲へ提出する各検査結果は、令和2年3月31日までに甲に提出すること。

1 1 個人情報の保護

乙は、この業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、堺市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。

1 2 経費の負担

この業務に必要な経費、検査機材、備品及び消耗品等は、すべて乙の負担とする。

1 3 業務の再委託について

乙は、この契約の履行について、業務の全部または大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

1 4 その他

- (1) 業務遂行中に事故等が発生した場合は、乙は速やかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い甲に報告するものとする。なお、甲が必要と認める場合は、乙は文書にて報告書を作成し甲に提出すること。
- (2) 乙は、業務遂行に当たり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、乙の責任で賠償等を行わなければならない。
- (3) 乙は、この仕様書またはその他の事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と協議し、その指示に従わなければならない。
- (4) 契約書および仕様書に定めのない事項については、必要の都度、甲と協議を行い決定するものとする。

【別紙 1】

各検診における検査項目、対象者及び受診予定者数

検診検査項目		対象者	予定者数※
1. 子宮がん検診	問診、視診、 子宮頸部の細胞診及び内診	特に条件なし	242 人
2. 乳がん検診	問診、 超音波検査	本年度中に 39 歳以下である職員	151 人
	問診、 マンモグラフィ 1 方向	本年度中に 40 歳以上である職員	164 人

※予定者数は甲の都合により増減することがある。

※乳がん検診において、40歳以上であってもマンモグラフィ検査不適の者（妊娠中の者、授乳中の者、妊娠の可能性がある者、豊胸手術を受けた者、ペースメーカー装着中の者）については、超音波検査を実施できるものとする。